

第九十六回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第二号

昭和五十七年四月十四日(水曜日)
午後一時十六分開会

委員の異動

十二月二十二日

長谷川 信君

桑野 章君

一月二十二日

片山 基市君

四月九日

円山 雅也君

四月十四日

中村 啓一君

井上 孝君

杉山 令肇君

補欠選任

田沢 智治君

小林 国司君

補欠選任

赤桐 操君

補欠選任

杉山 令肇君

補欠選任

円山 雅也君

梶原 清君

楠 正俊君

出席者は左のとおり。
委員長
理事

上田 稔君

中西 一郎君

降矢 敬義君

村上 正邦君

福岡 知之君

多田 省吾君

委員

小澤 太郎君

梶原 清君

楠 正俊君

小林 国司君

斎藤栄三郎君

田沢 智治君

玉置 和郎君
名尾 良孝君

鳩山威一郎君

円山 雅也君

赤桐 操君

宮之原光君

大川 清幸君

田代富士男君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

前島英三郎君

金丸 三郎君

松浦 功君

古賀雷四郎君

青島 幸男君

中山 千夏君

谷 洋一君

大林 勝臣君

高池 忠和君

委員以外の議員

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

議 者

自治政務次官

自治省行政局選

挙部長

常任委員会専門

員

員

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(第九十五
回国会金丸三郎君外四名発議(継続案件))

○委員長(上田稔君) ただいまから公職選挙法改
正に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る九日、円山雅也君が委員を辞任され、その
補欠として杉山令肇君が選任されました。

また、本日、中村啓一君、井上孝君及び杉山令
肇君が委員を辞任され、その補欠として円山雅也

君、梶原清君及び楠正俊君が選任されました。

○委員長(上田稔君) この際、御報告申し上げます。
本委員会の運営につきましては、理事会におい
て協議いたしましたところ、次のような合意を得
ましたので申し上げます。

委員以外の議員の委員会出席に関する理
事会申し合わせ

公職選挙法の一部を改正する法律案の審査
中、本委員会に委員の制当のない第二院クラブ
及び一の会の所属議員各一名の委員会出席を認
めるものとする。

この場合、あらかじめ委員長にその氏名を届
け出るものとする。

以上のとおりでございますので、御承知おきく
ださい。

○委員長(上田稔君) 公職選挙法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明につきましては、前国会におき
ましてすでに聴取いたしておりますので、これよ
り直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○円山雅也君 きょうは提案者の方々に、本改正
案の憲法上の問題、それから制度的な問題でわか
めて総論的と申しましょうか、間口の大きな問題
について幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、憲法問題でございますが、今度の改正案
は当然のことながら政党本位の選挙制度を前提と
しております。ところが、現在の憲法は政党につ
いては全く規定がなく、政党について憲法上特別
の地位を認めていない、そういう点から、ともす
ると今度の改正選挙制度は現憲法の容認しない制
度ではないかというような批判が起っております。

すけれども、この点についてまず提案者の御説明
をいただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 御指摘のように
憲法には直接政党に関する規定はございません。
しかし、わが国の憲法は御承知のように議院内閣
制度をとっております。これは当然に政党の存在
を前提とするものだとも私は考えております。

また、昭和四十五年に最高裁判所が大法廷におき
まして政党について判決をしたものがございま
す。この中に明瞭に、憲法は政党の存在を当然に
予定しておるものというべきであり、議院制の民
主主義を支える不可欠の要素であるということ
を指摘いたしております。私は、これはわが国にお
きましてはほぼ憲法と政党に關します解釈の問題
として通説と申してよろしいのではないかと
思ひます。したがって、政党を前提としたし
ます選挙法が作成されたといはしても、これ
が憲法に抵触するようなことは万ない、かよう
に存じます。

○円山雅也君 いまの問題に關連いたしました、
私もこれには異論があるんですけれども、現在の
憲法上は、何か憲法の規定から個人選挙に限られ
ているというような誤解のもとに、今度の改正法
が政党本位の選挙制度を導入したのは憲法違反
じゃないかという御批判も聞かれました。つま
り、この点はどうでございましょうか。つま
り、現憲法上の解釈として個人選挙、つまり個人
の候補者に対する投票という形の選挙制度しか認
めてないんだという御解釈がどこから出ま
しょうか。その点ちょっとお尋ねをいたします。

○委員以外の議員(金丸三郎君) わが国は明治以
来の個人本位の選挙制度をとってまいりまして、
制度として政党本位の選挙制度をとったことがご
ざいせんので、そういう点から御指摘のような
御意見が多く出るのであらうと思ひます。

しかし、ただいま申し上げましたように、憲法が国の政治の制度として議會の民主主義をとっており、かつわが国におきましては議院内閣制度をとっていることから考えますと、政党の存在は当然であり、それが選挙制度の中に制度として取り上げられてまいりましても憲法に抵触するようないことは万あるまいと、私もそのように考えております。

○山田雅也君 もう提案者の方とはよく御研究済みと思ひますけれども、現在の憲法の四十七条は選挙に関する事項を法定をしております。選挙区、投票の方法その他議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。というふうな規定をしておりますので、この点ではいづゆる個人選挙にしようが政党選挙にしようが、政党選挙自体を本質的に現憲法が容認しておるならば、この四十七条とあわせると当然にそれは個人選挙にするか政党選挙にするかは憲法の四十七条で立法事由の方に任されているのではないかと、四十七条の解釈から、そう思うんでございますけれども、いかがでございますでしょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 全くそのとおりと考えております。

○山田雅也君 そうしますと、今度の改正案は、現憲法上政党選挙は容認できる、かつ個人選挙に限るという規定もないとなれば、政党選挙でかつ政党に投票するという今度の改正案については、少なくともその点では憲法上疑念がないというふうに思ひますけれども、もう一回確認をさせていただきます。

○委員以外の議員(金九三郎君) 憲法上私どもは支障がないと考えております。

○山田雅也君 それではこの問題は一応終わります。次にやはり憲法問題でございますが、こういう御批判があるんです。現在の改正案でいくと選挙権及び被選挙権の侵害にならないか、ということ、その点で憲法違反にならないかというふうな御批判があるようでございます。そこで選挙権と被選挙権について分けてお尋ねをいたしたいと思ひます。

と思ひます。

まず、選挙権でございますが、今度の改正案では選挙権の行使、つまり投票方法が当然制限をされますけれども、これは憲法上の選挙権の制限、つまり侵害にならないかという御意見が強く出されておりますけれども、この点ではいかがでございますでしょうか。つまり、今度の改正案によりますと、たとえば政党に投票するとか選挙権の行使に関して改正案がある程度の制限をつける、その改正案による制限が憲法上認められた選挙権の侵害、選挙権を侵害することにならないかという御批判が、たとえばこれは弁護士会あたりから出ておるようでございますが、この点はまあいかがでございますでしょうか。被選挙権については後ほどお尋ねいたします。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私から申し上げるまでもないことと思ひますけれども、選挙権はいわゆる基本的な人権ではございません。わが国の過去を見ましても婦人には参政権が与えられておりませんでした。また納税資格が選挙権の要件であったこともございます。だから選挙権は法律によって定められるというのが私は通常の国におきます制度となつておると思ひます。で、個人名を書くか書かないかということとは選挙権自体の問題では私はないと思ひます。それは投票の方法の問題でございます。それは先ほど御指摘がございましたように、憲法の四十七条によって私どもは法律をもって規定ができるのであると、かように考えます。

○山田雅也君 これはもう確かに選挙権が自然發生的な人権なのか、いわゆる憲法上言う基本的人権なのかどうかについてはいろいろ論議があつたところだと思ひますけれども、私も少なくとも憲法の条文を讀み限り、権利というよりも選挙権は一つの法律によって生ずるところの資格であつて、本来的な権利ではないというふうに認識をいたしておりますが、その点はいかがでございますか。権利と資格との問題。

○委員以外の議員(金九三郎君) 法律論としては

御説のとおりだと思ひます。ただ、選挙制度を持つておりますいわゆる立憲主義の体制のもとにおきましては、政治的な意味において選挙権が基本的人権のように非常に大切なものであるということからそのように言われるのではありませんか。かと思ひますが、それは私は政治的な観点であつて、法律的な論議をいたしましては御説のように資格であると、このように申してよろしいと思ひます。

○山田雅也君 そこで、いわゆる選挙権の侵害というふうな議論が出てくる根拠をいたしまして、憲法の十五条一項の公務員を選定し罷免するのが国民の固有の権利であるという規定があることから、この条文を根拠にやはりこれは基本的人権に属する、つまり固有の国民の権利じゃないのかという議論が出ておるようでございます。けれども、いわゆる憲法十五条一項の公務員の選定、罷免権とそれからいま問題にしております選挙権とは、どういふふうな二つをとりえられて本改正案に臨まれたのか。ちよつとその辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(金九三郎君) 選挙権は先ほど申し上げましたような基本的な考え方に基づいて私どもは解釈をいたしております。この憲法の十五条第一項の規定は私どもは選挙権とは考えません。むしろわが国におきましては立候補の自由を保障した規定ではなからうかと、こういう考えの方が通説であるように考えます。

○山田雅也君 確かに私も、十五条一項のこの規定から生ずるところの権利は国民すべての持つておるべき基本的な人権であり、一つの権利だろふと思ひます。だけれども、選挙権というのは、先ほどから御質問の、またお答えの中に出てまいりましたように、たとえば憲法の四十七条でもつて特別な法律によって生ずる資格みたいなものだとするならば、これは十五条一項の規定の権利と選挙権とは全く別物であつて、この十五条一項を根拠にして、だから今度の改正案が選挙権を侵害するものだというふうには考えられないと私も考

えておりますが、その点重ねてお尋ねをいたします。

○委員以外の議員(金九三郎君) おっしゃるとおりでございます。第十五条は公務員の罷免に関する国民の基本的な権利を私どもはうたつたものであり、選挙につきましてはむしろ十五条の第三項、普通選挙制度を保障したということの意味があり、憲法上もわざわざここに書き分けておるのではなからうかと、かように解釈を考えております。

○山田雅也君 それでは、選挙権については一応問題がないとして、次に被選挙権についてお尋ねをいたします。

今度の改正案では被選挙権の行使がやはりこれが制限を受けます。たとえば政党の候補者名簿に載らなければ立候補できないとかその他いろいろ制限、これは憲法上の被選挙権の制限、つまり侵害にならないかという御批判も聞々耳にいたしますが、この点はいかがでございますでしょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) これは憲法の第四十四条に明確になっておりますように、両議院の議員の資格は法律でこれを定めると、「但し」という条件はございますけれども、第四十四条に明定されておるとおりだと思ひます。

○山田雅也君 確かに被選挙権に入つてまいりますと、明らかに憲法第四十四条でお答えのよう「資格」とわざわざ憲法が書き分けてございます。それだけではなくて、私はたとえば国民のすべてに選ばれる権利があるということとはあり得ないこととして、未成年者もございまして、だから被選挙権というのは選ばれる権利というふうな解すべきではなくて、選ばれる法律上の資格にすぎないんだというふうな解すべきだと思ひますけれども、この点はいかがでございますか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 御説のとおりでございます。

○山田雅也君 そうしますと、選挙権及び被選挙権に関して今度の本改正案がそれを制限したから

といつて、それが憲法上保障された選挙権及び被選挙権の侵害には当たらないというふうになりませんが、その点確認をいたしておきますが、いかがでございましょう。

○委員以外の議員(金九三郎君) 全く御説のとおりと思っております。

○円山雅也君 ただ、ちょっと気がかりになりますのが、昭和三十年の二月九日の最高裁判例と昭和四十三年十二月四日の最高裁判例が、何か傍論にせよ、選挙権、被選挙権は基本的人権であるというように理解されるような表現をとっておりま

す。もともと昭和三十年二月九日の補正意見の中では、明らかに選挙権を書き分けてまして、これは資格なんだということで論じておりますし、それから昭和四十三年の十二月四日の最高裁判例が選挙権や被選挙権を基本的人権としてとらえる根拠としましては、先ほどから問題にしました憲法第十五条一項から、それを論拠にしてあたかも基本的人権のように論理を展開している。この点では、いま質疑をいたしました点で、少なくとも昭和四十三年十二月四日の最高裁判例は、その意味で憲法第十五条と選挙権、被選挙権を混同する議論ではないか。それから三十年二月九日の判決は補正意見の中に明らかに選挙権と資格とを書き分けておりま

す。そこで、この二つの最高裁判例があるからといって、選挙権、被選挙権が基本的人権——憲法で保障された自然権的基本的人権の一つであるんだというふうな考えは出てこないんではないかと思うのですけれども、その点はいかがでございましょう。

○委員以外の議員(金九三郎君) 二つの最高裁判決は御指摘のとおりでございしますが、三十年の判決が基本的人権のように述べておりますけれども、御指摘のように、またその中で資格というところが言われておるとおりに、私もはいわゆる基本的人権ではないと、このように考えております。四十三年の最高裁判決は、先ほど来お答えを申しておりますように、第十五条第一項はそうではないので、選挙権については第十五条の第三項が

基本規定と申し上げてよろしいのではないかと、ただ普通選挙権を保障しておりますけれども、いろいろなかにか人種とか信条とかで差別をしてはならないというような制限はございすけれども、やはり第十五条の第三項に基づくとするのが正しいのではなからうかと、かように考えております。

○円山雅也君 そうしますと、いわゆる選挙権、被選挙権の面からの憲法上の違憲問題ということもあり得ないということになりましたので、問題を少し移しまして、こういう御批判もまた耳にするのです。つまり、今度の改正案ですと政党をつくらない立候補できない、これは結社の自由の反面の結社しない自由も憲法で保障している、結社の自由の保障は当然でございすけれども、結社しない自由も憲法で保障しているんだから、結社しない限り立候補はできないということ、結局結社の自由を保障した憲法第二十一条に違反をしないのかという疑問も聞かれましたが、この点はいかがでございましょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私どもは、冒頭の御質問にお答えを申し上げましたように、個人本位の選挙制度を政党本位の選挙制度に改めようというのが根本の考えでございまして、政党の存在を憲法は容認しておるという前提に立って制度をば考えておるわけでございす。したがいまして、政党に所属しなければ立候補ができなくなるということは、個人本位の選挙制度を改めまして政党本位の選挙制度をとります以上は、これはやむを得ない結果である、かように考えるわけでございす。

○円山雅也君 確かに選挙制度について憲法上も、これは四十四条でもっていわゆる立法事由であるけれども立法の分野に任じておる。そこで、大もとの比例代表制の選挙制度自体が憲法が容認するところの制度であるとするならば、そこで合憲の論はめはかかっているんだから、その合憲に基づいて新立法をして、四十四条に基づいて選挙制度の立法をして、その中で生ずるところのある程度の制限は、これはそれがよほど何といひます

か、公共性を害するとか別な面での基本的人権を侵害するとかいうことでない限りは、当然やむを得ない制限として少なくとも違憲論の問題は起きないと思ひますが、重ねてお尋ねをいたします。

○委員以外の議員(金九三郎君) そのとおりでございす。

○円山雅也君 それから、結社しない自由が、この今度の改正案からしない自由が侵されるという意見でございすが、自分が結社をしないで無所属であろうとするこの自由は一応保障をされておりますね、これは。それから参議院の地方区または衆議院の立候補はこれも認められておることだし、とすると、そのことからさういう自由が、それだけの大幅な自由が残されている場合に、それでも結社しない自由が侵されたということになるんではうか。その点ちょっと私もわからないんですが、その辺はどうお考えでございましょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 結論的にはお尋ねの御意思と全く同じように考えております。やはり新しく一つの制度をつくり出す場合、積極的な面として政党をつくらなければならぬ。しかし参議院の制度としては御指摘のようにいわゆる地方区の制度と比例代表制とあるわけでございす。衆議院の制度は別といたしまして、参議院の制度としても二本立てになるわけでございすので、一面においては、地方区については何ら関係がない、従来のように個人本位の選挙制度である。比例代表制の方が政党本位になってくる。それはある程度結社についての条件が伴ってまいりますので、その限りにおいて拘束を受けるということになるだけであつて、私もは憲法上何ら支障がない、かように考えております。

○円山雅也君 いまの結社の自由に関連いたしまして、今度は信条の自由の面から結社しない信条の自由、そういうものが、まあ何といひますか、これは言葉がないんですけれども、強いて言えは無所属主義とも申しましようかね、結社しないという信条の自由が侵されるという意味で憲法違反にならないかという信条の面での憲法違反論はどうお考えでございましょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) その点はいろいろなお方々が論じていらつしやるところでございすし、私も慎重に検討いたしたのでございす。信条という解釈自体につきまして実は二通りの解釈がございす。ただ単に無所属で立候補したいというのは信条じゃないのだと、実は新憲法制定の当時はさういう有力な意見がございまして、最近になりました、いやさういふような考え方も信条に該当するのだという意見が多くなつておると申しましようか、さういふ意見がまた強いことも私も承知いたしております。したがいまして、個人として立候補をしたいのだ、政党その他の団体には加盟したくないのだと、これが仮に信条だといひます。その場合、過去に四分の得票がない団体は政党になれない、議員が五名以上なければ政党と認められない、候補者が十名なければ政党と認められない、私どもの案では一応さういふ枠組みで政党を決めておるわけでございす。だから、そのような政党の枠組みに入らない団体は政党としての活動ができないわけでございますから、そこにやはり差別が出てまいります。信条をさういふに解釈をいたしましても、いまのいわば小さな団体とある意味では程度の差と申しましようか、いふようなことになるのではなからうか。私も、基本的には個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に転換をしていくんだ、そしてその政党としてはどのような条件に該当する団体が政党なんだというふうな考え方をとりまして、そのいわば結論として、個人として立候補したいのだという信条の方がおいでになりまして、比例代表の選挙の部分と申しましようか、そのいわば全国の部門についてはもう立候補ができなくなることもこれはやむを得ないので、さういふふうな割り切りなければならぬので、これは憲法が政党を容認すると思ひます以上はその論理的な帰結としてやむを得ないので

ではなからうか、こういうふうな考えております。
○円山雅也君 私は、いわゆる結社しないというか、結社しない自由というよりもむしろ結社しない信条の自由というものが、そういうものがあると思えば、これはやはり憲法の言っているところの信条には当たらないのではないかと、それは単なる政治上のお立場、主義と申しますか、と私は思うんです。

そこで、いま提案者の後段の仮に信条になるとしてもやむを得ない制限なんだというところの御説明ですけれども、これはちよつとよくわかりにくかったですけれども、要は、もし信条の自由というのは憲法で保障された基本的人権だから、これが結社しない信条の自由というものが認められるとするならば、仮にですね、仮に認められるとするならば、それは憲法上の基本的人権だから、それが侵される、少なくとも多少でも犠牲になるとするならば、その犠牲にされてもやむを得ないという憲法上の理由がなければいけませんと思ひます。

その憲法上の理由というのは、今度の改正案がいろいろな意味から、つまり比例代表制というのがいま社会のいろいろな事情から現在の時点では最適な、ベストとは——まあよいい参議院の全国区の選挙制度だということに結論づけられて、かつそれが、そういう制度が合憲として憲法で受け入れられるならば、これは仮にという信条の自由が基本的人権にそれが侵害されてもやむを得ないという結論を出すためには、やはり結局は公共の福祉でしょうか、どうでしょう、その点は。

○委員以外の議員(金九三郎君) 簡潔に申しますならば、御指摘のように私どもも憲法の十二条でございまして十三条でございまして、国民の基本的な権利も公共の福祉に違反しない限りにおいてという大原則に私どもは従うべきである。したがって、るる先ほど政院について申し上げましたけれども、別の言葉で申しますならば、公共の福祉によって信条が制限されることもやむを得ないんだと、こういうふうな考えております。

○円山雅也君 きょうはきわめて最初に申し上げましたとおり窓口と申しますか、大まかな点で御質問しておりますので、あとの細かい憲法論は後日に譲らせていただきます。

そこで、制度つまり今度の改正案が予定しています選挙制度自体について、いわゆる窓口と申しますか、総論的な御質問をさせていただきます。

まず、もうこれはいろいろな点から御批判を耳にする点でございましてけれども、今度の改正案は参議院の独自性を失わせて政党化を促進するものではないか、参議院の政党化を促進するものではないか、とするならば参議院の本来の姿に反しないかという御批判がありまして、この点はどのようにとらえられておられますでしょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 今回の改正案につきまして政治的な側面から一番問題にされておりますのが参議院の政党化の問題であらうと思ひます。私も自民党におきましてこの十年來いろいろ検討いたしてまいります過程におきまして、ざくばらんに申しまして賛否両論あったわけでございまして。やはり一方には参議院の政党化をなるべく避けた方がいいと、これは私も参議院の望ましい姿の一つとして決して反対ではございせん。しかし、現実の参議院が新憲法下に生まれましてから今日までの経過をずっとさしにたどつてみますと、政党化の方向に向いてまいつておることはもうこれは厳然たる事実でございまして。これは選挙制度自身にまたその根本の原因がございまして、参議院の運営にいたしましても政党あるいは会派によって運営をされておるものが現実でございまして。政党本位の選挙制度になることによってさらにこれが促進されるのではないかと御懸念があるわけでございまして。なるほどごもっともな面もございまして、私も、私も政院に所属する人だけを名簿に載せて政党が選挙に臨むというふうには考えておりません。やはり広く人材を求めて、政党が推進力になって参議院議員に送り込めるようにすることは参議院のあり方からいまして望ましい姿ではなからうかと、かように考えまして、だから候補者の選択の面につきまして参議院にふさわしい人を選ぶということが一つでございまして。

それから、本会議の御質問にもお答え申し上げましたが、参議院の独自性を保ちますのには、参議院議員の被選挙資格が三十歳になったりしておりますように、選挙制度の面でやる面もございまして、やはり参議院の委員会の制度でございまして、その他参議院の運営のいかんによつて私は参議院の独自の機能が達成できると、かように考えるわけでございまして、参議院の機能を達成するのには選挙制度の問題と運営の面と両面から考えていくべきではなからうか。私も、現在の参議院の全国区の選挙の実際から申しまして、私も提案いたしておりますような案に改めるのが適当であらうという結論に達しましたので御提案を申し上げておる次第でございまして。

政党化の問題は、ただいま申し上げましたような面から、十分にこれは全参議院議員がお互いに知恵をしぼつて努力をしていつていけるべき大きな問題ではなからうかと、かように考える次第でございまして。
○円山雅也君 確かにたとえば参議院の政党化を防ぐ一番ストレートな直接的な方法は党議拘束を解くとかいろいろな他に別な道で求められますね。そこで、ただ選挙制度に関して、本改正案に關してよく参議院という言葉が出ると、私もまだ日が浅いんですけれども、緑風会という名前が出てきます。何か昔の緑風会の姿が、一番参議院の本来の理想的な姿みたいなふうな御主張、御意見も耳にいたします。ただ、どうなんでございましょうか、いまの御答弁のように社会の現実の推移で、つまり議會制民主主義が進んでいつて政党化が進んできたいまの時点で、あのような緑風会の姿の議員をいまの選挙制度で選び出せるものでござい

まいりようか。
○委員以外の議員(金九三郎君) 結論的に申しますと私はそれは不可能になってきたと、このように思ひます。やはりむしろ政党本位の選挙の実情に即して、そうして私はできるだけベターな制度を考へることが要当ではなからうか。いまの地方区、全国区の制度を見ますと、やはりどうしても政党化してまいつておると思ひます。私どもはこの現実を即して考えていかざるを得ないと、かように考えております。

○円山雅也君 現在の参議院は、確かに一人の力でもって当選をされてきた議員の方でも、国会活動を現実におやりにならうとすれば一人では不可能でございまして。だから、いろんな院内会派をおつくりになつてある程度の力を、数の力をお持ちになつてより立法院の場にお仕事、つまり力を発揮されようというふうにしていて、という事実、これはもう否定できないと思うんです。そうしますと、つまり緑風会にあらがれるところのそういう細かい実情を御存じない一般の国民の素朴な願ひというものも達成するには、逆にもしも今度の改正案でもって党が選ぶ人がすばらしい有識者であり政治的な、つまりそれこそ参議院の良識の府にふさわしい人たちらを名簿で選ぶことができるとすれば、もつと緑風会の実現には近づくんじやないでしょうか。その点いかがでしょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私は、この制度が通つたことを前提としてのお答えになるかもわかりませんが、そこはやはり各政党が名簿候補者を選挙する際の良識と申しましょうか、いろいろ遠くあるいは将来をお考えになつてりつぱな候補者をお選びいただければ、そういうことも決して不可能ではないと申しましょうか、非常に広い範囲から自由に候補者が選ばれる制度として運用ができれば、かように考えております。

○円山雅也君 ですから、私はいまなぜこういう御質問をしたかといふと、つまり本改正案が参議院の政党化につながるんだというふうな御批判はむしろこの法案の可否を決する問題ではなく

て、この法案の運用の面、今後の運用の面にかかっているというか、名簿作成が良識的になされるとか、そっちにかかっている問題であって、法律自体の良否、当否の批判の問題じゃないようにちよっと次元がすりかえられてこの問題が論じられているように思われて仕方ないんです。この点、つまり運用面の方じゃないかなと思うんですが、運用面よろしきを得るならば、本来のこの法律案としてはいいもの、つまり参議院を必ずしも政党内化するものではないんだというふうに言えないんでしょか。その点もう一回確認をさせてください。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私も全く運用のいかんだろうと思います。

○円山雅也君 それでは、この問題は一応ここで置きまして、次の問題でございしますが、今度の改正案についてこういう御批判がまたございします。つまり立候補者側の都合のみを考えた改正案ではないか。たとえばお金在全国区はかかり過ぎるからというような問題はそれは立候補者側の都合じゃないか、だから本改正案の力点はどうも選ぶ方の都合よりも立候補者側の都合のみを考えているんではないかという御批判も耳にいたしますが、その点はいかがでございましょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 私どもは、わが国の現在の全国区の制度のような外国に類例のない選挙制度はないと思っております。憲法が制定された当時はまだでございしますが、現在では有権者が八千二百万を超えております。そして五十名の議員を選びます。候補者は百名内外にもなるわけでございます。選挙区は北海道から沖縄にまで及んでおります。候補者と有権者の間のつながりというものは、話を聞いたこともなければ顔を見たりしたことないというものがほとんど——九十九%と申しますと申し過ぎかも知れませんが、大部分であります。これが参議院の地方区であれば、ある程度人柄がわかります。知事選挙ばかり、五大都市の市長選挙ばかり、都道府県や市町村長、市町村の議員もしかり、これは全部有権者

と候補者の間のある意味のつながりがございしますけれども、わが国の現行の全国区の制度は有権者のサイドから見ても候補者との間にほとんどつながりがないわけでありまして、私は、世界じゅうにこんな珍しい選挙制度はないので、したがって選挙区の大きさでございしますと有権者が候補者を選ぶ難易とかというように考えたことを考え、参議院議員との間に政党が介入をしない候補者を選ぶようにして、そしてその名簿を見て有権者が投票するようなことにいたしますことは、有権者のサイドから見ても一歩合理化を進めるものではなからうか、かように考えるわけでございます。

○円山雅也君 確かに八千万人を超える方に、百人ずつなりと名前を並べてその中から選べということになる、確かにおっしゃる意味では不可能というのが実情だと思えます。それがもし可能であるとするれば、それはその方の政治的信条とか主義主張とか意見とか、そういうものを知って選んでいくのではなくて、つまり人物を知って選んでいくのではなくて名前を知っているからという結果的にお書きになるということの弊害もかなり明らかかと思えます。

私も五年前に自分で選挙をやりましたときに、ある候補者として選ばれましたら、その方は御自分の名前をおっしゃらないで自分の出ているテレビの番組だけ一生懸命選挙をされてた。この番組へ出ている何々でございします、御存じですか、この番組でございします、番組の宣伝みたいなもの。それもまあ一つのあれかも知れませんが、いわれるそれが国民が本当に仕方なくてそうなっているんであって、つまり知る方法がないから名前をだまたま知っているんで書くから書こうとして国民の方が名前だけ知っているから書こうというところで満足しているんでなくて、やはり国民の真意は、その人の意見とか政策とか政治信条を理解した上で投票したいというのがこれは間違いないあれだと思えます。

そうしますと、そういう形でいまの全国区を、選挙を国民の方よりというあれで選びなさいと申し上げたって現状のままで本当に不可能ではないかと思うんですね。そうしますと、やはり選ぶ人の方の——つまり先ほど言ったように金がかからないようにする、つまり今度の改正案は立つ方の都合ばかり考えているじゃないかという御批判もあるかもしれないけれども、だけれどもこの改正案というのはむしろそれは傍論であって、本質はやはり何としましてそういう国民の本当のこの人こそ参議院の良識の府にふさわしい人を送り込みたいのだと、そういう国民のニーズに何とか選挙を近づけるという努力の一つのあらわれだとしてとらえるべきじゃないかと思っております。

○委員以外の議員(金九三郎君) まさに御説のとおりでございします。できるだけそのような方向に私どもも現在の選挙制度を一步でも近づけなければならぬと、そのワンステップだと思っております。

○円山雅也君 いまの質問に関連をいたしますけれども、こういう御批判もあるんです、お金の問題が出ましたので。金がかかる、つまりいまの参議院の全国区は金がかかるのではなくて金がかけて過ぎていくのだと、候補者の方が。だから現にかけないで当選している方もいるじゃないかと、だから金がかかる選挙じゃないんだと、立候補者が自分でかけ過ぎていくのだという御批判がございしますが、この点はいかがでございましょうか。

みよと言われましても、これは言うべくしてなかなか実際には行われないで、多額の目に見えない経費が、候補者御本人がおかけになりませんでもいろいろな見えないお金がたくさん私がかかっておると、このように思っています。

○円山雅也君 確かに、現実にある非常に議員のあるりっぱな人、それがどのような人かわかりませんが、参議院にふさわしい人がいました。これは無名でございしました。その方がよし参議院議員としておれば日本をよくしようと思つて立候補された場合、その人はいわゆる地盤、看板とか何にもなければ、自分の名前を知らしめるだけでも、信条どころか自分の名前を知っていただけでも恐らく大変な金がかかる。翻つてたとえばマスコミでもって——私もある程度マスコミでもって名前を売った方でございしますけれども、これを仮にコマーシャル料に換算いたしましたらこれは大変な額でございします。それからたとえば組織に乗っかっておやりになる方でも、自分のお金は出さないけれどもその組織が動く、それを換算したら大変な額でございします。そういう計算をしてまいりますと、結局は自分が出すか他人が出すか、またはそれまでの投資をしているかだけの問題であって、結論的にはいま現にその選挙で一銭も使わないということは表現の差であって、やはりこの制度は金がかかって初めて当選が可能になる政治じゃないかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○委員以外の議員(金九三郎君) 御説のとおりだと思います。

○円山雅也君 そこで、私が先ほどから申し上げているのは、つまり国民の本当のニーズは、本当の気持ちには参議院議員としてふさわしい人を送り込みたいというのはこれは争えない事実だと思います、良識の府に。そうしますと、つまりそういうおれは参議院議員としてこういうことをいたしましよ、こういう政策を持っています、こういう信条を持っていますということを訴えて、それ

だけで当選をするとしたならばいまの制度は大変な金がかかる。たまたまお金を現実に使わないで当選されてきた方は、そういう面で訴えて金を使わなくて当選したんではなくて、全く別な活動でもってたまたま名前が売れて、つまり参議院議員として、私はこういう人間でございまして、ふさわしい人間でございましてPRをし、それを知らしめてお金を使わないで当選したんじゃない、全く別な違うお仕事の面でもってたまたま名前が売れて当選をしたと、それで金を使わないと、「そんなこと言えない」「それはおかしい」と呼ぶ者あり。いやいや、そうじゃない。だから結局は……

○委員長(上田稔君) 私語を慎んでください。質問を続けてください。

○円山雅也君 はい。

やはり本来国民が本望に望むような、私は参議院議員に立候補いたします、私は参議院議員としてこういうことをいたします、私の政策はこうでございます、私の人間はこうでございますというのを訴えて、その面での国民の審判を受けて当選していただくにはやはり金がかかることは否定できないんじゃないでしょうか、その点では再度お尋ねします。

○委員以外の議員(金丸三郎君) 先ほど来申し上げておりますように制度を考えます場合は特殊な人を標準にしては考えられませんか、私どもは百名ぐらゐの候補者がございまして、そういう人を念頭に置いて、これだけの広大な選挙区で選挙運動をやるといたしますと、あるいはおっしゃいますように一年前、二年前から全国をずっと回って自分の政治的な考えを述べながら支援者を集められるというふうな方もあらうと思ひます。そういうことを念頭に置いて考えてまいりますというのと、現在の選挙の制度は余りにも金がかかり過ぎると、これは私はもう否めない事実で、このことを否定なさる方は私はいらつしやらないと思ひます。○円山雅也君 それでは、がらりと問題を交えまして少し総論の中のちよつと各論みたいな形の御

質問をさせていただきます。たとえば今度の改正案は拘束名簿比例代表制をとっております。ところが似たようなものに非拘束比例代表制がございまして、非拘束の方をとらないうで絶対拘束の方を今度の改正案に取り入れられた御意図はどういうことでございましょうか。

○委員以外の議員(松浦功君) 御承知のように現在の全国区制度にはいろいろの弊害があると言われております。先ほど金丸先生からお話のございましたように八千万人の有権者が百人を超える候補者の中から広大な日本の地域全体において一人を選び出す、これはもう選挙人と候補者との間のつながりがまことに希薄でございまして。そういう選挙制度としての問題、さらには先ほど先生から御指摘をいただきましたむやみに金がかかり過ぎるんじゃないかという問題、あるいは候補者個人にとっても毎回死人や病人が出るような過酷な状況になっているんじゃないか、こういった各種の御意見があるわけでございまして。こういう問題を除去する形で何とか考えられないかということでのこの問題を検討したわけでございまして。

ところが、非拘束の名簿式にいたしますと、結果的には現在の全国区制度とほとんど変わりがなくなってしまうわけでございまして。ただ多数の得票をおとりになった平均点以上の余剰の票を死票を殺すために少ない方に移動していくというだけでございまして。したがって、個人本位の選挙というものはあくまで貫かれるわけでございまして。さら、どうも現在の全国区について言われている弊害が除去できない。これを除去するためにはどうしても個人本位の選挙を改めて政党本位の選挙に持っていく以外に道がなからう。ということになれば、結論的に拘束式名簿比例代表制に持つていかざるを得ない、こう考えて拘束式を採用するということにはいたしましたわけでございまして。

○円山雅也君 これは投票をする国民の方々のきつと素朴な疑問の一つかもしれないけれども、拘束名簿にいたしますね、そうしますと、たとえれば——自分の例で恐縮ですけどわかりやすいとい

たします。たとえば私——丸山を当選させたいと思つて自民党という投票をされた方がいたとします。ところが私の順位が非常に下なものですからおこつちやう。そうした場合に、その私を入れたために自民党と書いた方の票が私につながるらないで全然別な人を当選させる票につながるわけです。これが一票と二票なら——一票、二票構わないというそんなことありませぬけれども、何十万とありました場合、そうすると何十万人がおられはそういうつもりでやっただけけれどもそれは別な人のところへいっちゃったと、別な人を当選させたというのは、これをやっただけにきつと国民の方々の素朴な疑問として出てくる問題の一つじゃないかと思ひますが、この点はどうお考えになりますか。

○委員以外の議員(松浦功君) 御承知のように御提案申し上げている制度の中では各政党から名簿を提出したしていただくわけでございまして。したがって、選挙の告示の日に名簿を提出いたしますけれども、その名簿には一番から何番までというふうにちゃんと順番がふつてあるわけでございまして。そうすると、いままでの得票関係その他から見まして、選挙人の方から眺めまして好ましい人物が並んでいる政党に投票するという選択もできるわけでございまして、あるいは政策がいいからといって政党を選択するという道もあるわけでございまして、そこは選挙人のおおらかな判断でお決めをいただくということになると思ひます。その点は私は心配ないんではなからうかと、こういうふうにお考えしております。

○円山雅也君 わかりました。

そこで結局、(発言するものあり)

○委員長(上田稔君) 私語を慎んでください。

○円山雅也君 これもきわめて基本的な御質問になりますけれども、今度の改正案の比例代表選挙の性質でございまして、これはもう一般の国民の方々が混乱を起こすと思ひますけれども、政党を選ばないのか、それとも、名簿が出ますから、だから候補者個人をやはり選ぶ選挙、従来の

選挙なのか、この性質の問題でございましてけれども、そこら辺はどういうふうにとらえられておられるか。

○委員以外の議員(松浦功君) 御承知のように本案では投票方法は政党名を記載することによって行つと書いてあるわけでございまして、個人名を書きました投票は当然結果的に無効になるわけでございまして。したがって、比例代表選挙の性質は政党選挙であるというふうに御理解をいただきたい。ただ、政党を通じて個人というものが選ばれてくるということは付随的な結果として当然出てくる、こういうふうにお考えいただいて結構かと思ひます。

○円山雅也君 そうしますと、何といひますか、政党選挙と個人の選挙とのいわゆる渾然一体化した制度なんだというふうに理解をした方がよろしいのか。そうすると、やはり本質は政党選挙なんだ、ただ個人が政党を評価させる一つの何か素材みたいな形で出てくるというのか、その辺ちよつと補足をお願いいたします。

○委員以外の議員(松浦功君) 御指摘をいただきましたように本質は政党選挙であるというふうに御理解をいただくべきではなからうかと考えております。

○円山雅也君 そこで、この改正案がここまで上がつてくる以前にもいろいろな各党からの御意見もあつたり、またいろいろな意見があつたと思ひますが、もしも全国区制度が、先ほどから提案者の言われているように、全国という広大な地域のためになかなか適正な選挙が行えないんだというのであるならば、その折衷案として、じゃブロックみたいなものにしてブロック選挙をやつたらそれで持つてその面は片づくんではないかというふうな御意見もあつたと思いますが、その点はどうでございましょう。

○委員以外の議員(松浦功君) 私どももそういうお説があることを承知をいたしましたして本案を作成する過程において各種の検討を加えました。しかし、わが国においてブロックという概念がきわめ

て実生活の上において定着をいたしておりませ

ん。中央官庁のいわゆるブロック官庁と言われ
ても所管の都道府県が違っているようなことにな
っておりまして、またブロックといういまの中央官
庁の出先機関等から判断をいたしますと、四国と
いうような四百数十万の人口しかないところか
ら、関東では二千万人口というところになつて、ま
とくにアンバランスな面も出てくる。こう
いった実態を考慮して、日本においてブロック
を基礎とするという考え方をとるのはいかにがな
ものだろうか。さらに、ブロックにいたしても
地域が狭くなるだけであつて、関東というよう
なことになるだけで全国区とほとんど変わりがな
くなくなってしまうやなろうか、こういうこと
も配慮をいたしまして、ブロックということにつ
いて、私どもはブロック制度を設けるということ
については問題点が多かるうということでも
採用しなかつた。

なおかつ、このブロックの問題につきまして
は、選挙訴訟の問題あるいは選挙管理機関の問
題、こういった問題が現在の制度からは全くなじ
まない、新たに作らなければならぬというよう
な問題等も私ども選挙をやつておりました者
にとりましてはわかつておりまして、非常にむづ
かしい問題だということでもこの案を採用しな
かつた、こういうことでございます。

○円山雅也君 結局、ブロック制もそういう一
つの障害の排除としてお考えになつたけれど、い
ろんな壁に突き当たつて結局はいまの本改正案の
ような形になつたんだと、十分な前提としてはそ
の面も御検討になつたということでございます

○委員以外の議員(松浦功君) そのとおりでござ
います。

○円山雅也君 先ほどやはり今度の改正案は本質
的には政党内閣の選挙というお答えがございま
した。そうしますと、ただ今度の改正案では名簿に
載せる人を政党内閣ならば議員に限つていいはず
です。それを議員外にまでも広げたその御意図

は何でございませうか。

○委員以外の議員(松浦功君) 先ほど金丸先生か
らお話がございました。また先生からも御指摘が
ございましたように、できるだけ参議院にふさわ
しい有為の人材が参議院議員として席を置いてい
ただきやすいようにする、それが一番望ましいん
ではないか。ということになりますと、非常
な難題を持つておられ政策通の方がおられまし
ても自民党には入党をしたくないという方もおい
でます。名簿に載せて参議院議員の比例代表区
の選挙に出しても入るというならおれは承諾するとい
う方もおるはずでございます。そういう方につ
いては、党が推薦をした場合においては名簿に載
せられるということにいたしましたわけでござい
まして、繰り返してお答えを申し上げます。繰
り返してお答えを申し上げます。繰り返して
も、それによつて有為な人材をできるだけ
集めたいという趣旨を実現したい、この考え
に基づいてこういうことになつたわけでござい
ます。

○円山雅也君 そうしますと、先ほどから論議
になっております本改正案の論点じゃなくて今後の
運用の問題だということに私は指摘をいたしたん
ですが、いわゆる名簿登載者の選定、これにつ
いて何か基本的な考え方といひますか、その辺は
どういうふうにお考えになつておりますか。

○委員以外の議員(松浦功君) 政党内閣の選挙で
ございまして、政党がそれぞれ自覚に対する当選
人の枠をたくさんになるようにという形で御運動
をいたしたわけでございまして。そういうことを前
提に考えました場合に、政党自体にその政党の良
識に従つて候補者の、名簿登載者の選定をしてい
ただくというのが筋道であらうと思ひます。しか
し、わが国においては政党法というやうなもの
がないわけでございますので、どういふ形でや
つたかというのを選挙に報告する程度の規定を
設けて、後は政党の良識にお任せをいたした、こ
ういふ考え方が基本の原則になつております。た
だ、私は政党を信用しておりますからそういうこ

とはなないと思ひますけれども、もし不心得な政党
がありまして場合には困りますから、その公正を
担保するために若干の罰則規定を設ける、これに
よつて公正な名簿の選定が行われないように配
慮していきたい、こういうことで法案を制定を
いたしておるつもりでございます。

○円山雅也君 そうしますと、この選定について
は、本法案としてはいゆる公正を担保するよう
な外枠というのか、そういう罰則とか、そういう
もので押さえることによつて、ただ中身のあれは政
党の良識に任せるといふ形でございませうか。

○委員以外の議員(松浦功君) それも法律的にど
ういふことかは決めておりません。どうや
つて選定をしたか、あるいは選定の経過がどうであ
つたかといふやうなことを選挙に報告をしてい
ただくという程度の規制でございまして、実質的な
規制は法律において政党に何ら及ばない。ただ、
その間に金銭の授受、そういう問題があつて、
名簿の順位が上へ下へいふたりとつたりといふ
やうなことがあると、日本の政治の中核でござ
います。この政党のイメージを傷つけます。そうい
ふことのないように、それについての担保のため
に若干の罰則規定を設けておる、こういうふう
に御理解をいただければ結構でございます。

○円山雅也君 そうしますと、また政党内閣に
ごわつちやうみだいな御質問ですけれども、政党
が名簿を提出いたしましたので選挙に入つた。
ところが、まあそういうことはめつたにないん
でしようけれども、一つの理論上の問題として、そ
の間今度には政党が解散とか分裂とか合併し
たといふやうな事態になりましたらその辺の取
扱いはどうなるんでしょうか。

○委員以外の議員(松浦功君) これはなかなか複
雑な問題でございまして、政党法の規定がござ
いせん。したがつて、政党が分裂をしたのか合併
をしたのか、そういうことは選挙管理機関には一
切わからないわけです。公証をされる制度がない
わけでございます。したがつて、本選挙制度のも
とにおきましては政党からの届け出を待つて処理

をする、こういうことを中心にすべてを論理づけ
ていくということにいたしております。たとえ
ある政党が二つに分裂をいたしましたとい
しても、届け出がない限りは選挙管理委員会
は分裂したという認定はできないわけござ
います。

○円山雅也君 それから、やはりこれは先ほど金
丸さんおっしゃつたように政党選挙にまだなじ
んでおりません。個人選挙ですうとつとつと
りまして、政党名を書けと言つてもなかなか
ない。そうすると、名簿に登載された個人名、あ
あ、あの人知つてゐるから個人名という場合は、
個人名を書いたら今度はだめでございませうか。
そこで、どうして政党名だけに限らなくちゃいけ
なかつたか、今度の改正案が。その点はどうで
ございませうか。

○委員以外の議員(松浦功君) この問題はいろいろ
この制度を検討している過程において、政党名
を書かせるか個人名を書かせるか、個人名を書
いたものをその者の所属する政党の政党得票と
するかといふやうないろいろ議論が長時間か
けて議論をされました。しかし結果的には、あくまで選
挙人の立場を考えた場合に、選挙制度として
ながめましても、政党名でもいい個人名でもい
いということになりまして、選挙の技術的にも論
理的にもなかなか筋の通りにくい面が出てまい
ります。ましてや個人名を書いても有効であるとい
うことにはいたしません。結果的にはまた全国を走
り回つて松浦功といふふうには書かれた投票をた
くさん集めようとするのがこれは人情だと思ふん
でございまして。そうなりますと、全国区の弊害を
矯めていこうという目的に沿わないやうな形にな
つてまいります。そこで、思い切つて政党名を
書くといふことに割り切つて、政党本位の選挙とい
うに理解をしなからこの制度を立てたといふ

とは別々であるのが論理的には正しいのかもしれない。しかし、現実の問題として同じ時期に、同じ選挙期間に展開されるわけではございませんから、これは法律の規定がございまして、なかなか取り縮まりも困難だ、そういった角度から考えまして、いづれにしても地方区の場合においてもほとんどの候補者が政党を名乗って出になるわけでございます。政党の推薦を受け公認を受けて立候補なさるわけでございますから、そういう方々におかれましては、円山雅也という個人名を書いていただきたという選挙運動をするのと同時に、私が所属する自由民主党に対して投票してくれという運動を並行して行ってもいいという形でこの制度を割り切つてまいりたいということで法律の規定を設けております。

○円山雅也君 いわゆる選挙訴訟はまたこれもちよつと姿が変わつてまいらうと思ふですね。選挙訴訟はどういう形で展開されることになりましかね。

○委員以外の議員(松浦功君) この点はまことにむずかしい考え方にせざるを得ないでございまして、ちよつと条文を見てもいいと思ひますが、選挙訴訟につきましましては、比例代表選出議員の選挙にあつては名簿提出制ということになっておりますので、ほかの名簿に載つておられる候補者というふうな資格で選挙訴訟を出すことはできない、選挙訴訟はあくまでその主体は政党である。もちろんこれについて選挙人という立場での行動は一般の選挙人の方と同じでございまして、その点は御注意いただきたいと思ひますが、本当の意味の選挙に直接関係しておいた候補者がやれるというふうな地位では選挙訴訟は認められておりません。政党に認めるといふことでございまして、それから当該選挙につきましましては、これは法律の規定をござんただけはおわかりいただけますが、当然名簿に載つておられる者も出せる、政党も出せる、両建てで考えるようにいたしてあります。非常に複雑でございまして、また機会ござい

ますれば、条文をござんをいただいたらある程度おわかりをいただけるのではなからうかと、こんなふうに考えておる次第でございまして、

○委員(上田裕君) 本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

次回の委員会は十六日午前十時三十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

十二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(第九十五回国会金九三郎君外四名発議、継続案件)

二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法改正反対に関する請願(第一四五号)

一、衆議院議員選挙区神奈川第二区(川崎市と三浦半島分離に関する請願(第二三四号))

一、点字による在宅投票制度制定に関する請願(第四五三三号)(第四七一七号)

第一四五号 昭和五十六年十二月二十四日受理

公職選挙法改正反対に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区幸町四ノ二最高裁内全司法労働組合中央執行委員長 足利秀雄 外四百九十六名

紹介議員 近藤 忠孝君

参議院全国区制を拘束する比例代表制に改める公職選挙法の改悪をやめ、国民からみて緊急の課題となつて議員定数不均衡の是正、戸別訪問の自由化など選挙の言論活動保障のための措置をとられたい。

理由 改悪案は、比例代表選挙に参加できるのは、(1)

五人以上の所属国会議員を有する、(2)直近の国政選挙で四パーセント以上の得票をあげている、(3)十人以上の候補を立てる、のいずれかの条件を満たした政党もしくは政治団体に限るとして、これは、参議院全国区制の一つの特色をなす無所属候補の縮小を図るものであり、加えて、比例代表名簿に登載された候補者一人につき、供託金をこれまでの倍の四百万円に引き上げるなど、二重、三重に国民の被選挙権に制限を加えるものであつて、憲法第十四条の法の下の平等に反することとは明白である。(2)改悪案は、比例代表選挙の選挙運動を、政党として行うテレビ、新聞、広報などを利用したものに限定し、チラシ、ポスター、街頭演説などを一切禁止しようとしている。これは、これまででもべからず選挙法として国際的にもまれなほど強い規制のもとにおかれてきた選挙の言論活動の規制を更に究極まで進めようとするものである。(3)改悪案は、比例代表選挙の候補者決定、名簿作成にあつて、それが適正に行われたか、党内で買収はなかつたかなどを、警察力まで使つて干渉しようとしており、政党の内部問題に不当に介入する政党法の内容を一部先取りするものとなつてゐる。これは、憲法第二十一条に保障された結社の自由を踏みにじり、政党活動の規制に向けた重大な一歩である。(4)改悪案は、比例代表選挙の議席配分方法としてドント方式を採用し入れるとしてゐるが、これは一般的にも大政党有利の方式といわれるもので、一九八〇年の参議院全国区選挙に単純に当てはめてみても、得票率四十二・五パーセントで二十一議席(議席率四十二パーセント)の自民党が一挙に二十五議席獲得できるようにするものであり、全くの党利党略によるものである。加えて、自民党首脳は再三にわたつて、人口はいろいろあるが、出口は衆議院の小選挙区制と語つており、この参議院全国区制は衆議院の小選挙区制に道を開き、憲法改悪の条件づくりを進めようとするものである。

第二三四号 昭和五十六年十二月二十八日受理

衆議院議員選挙区神奈川第二区(川崎市と三浦半島分離に関する請願)

請願者 川崎市川崎区砂子一ノ四ノ一〇 斎藤文夫 外四万七千九百三名

紹介議員 栗野 章君

衆議院議員選挙における神奈川第二区は、横浜市で二分されたまれな飛び地選挙区であり、また、全国有数のマンモス有権者を持ち、それぞれ違う地域性であるうえに住民意識も異なつてゐる。昭和五十五年九月十日現在で集計した選挙人名簿登録者数によると川崎市の有権者数は七十二万九百七十五人であり、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡の有権者数は五十一万五千九百三十二人となつてゐる。したがつて両地域は全く異なつた行政区画であり、加えて川崎市は有権者が多いばかりでなく政令指定都市でもあるため、川崎市と三浦半島を分離しても、それぞれ独立した選挙区になりうる要件を十分備へてゐる。ついでに、速やかに川崎市が独立選挙区となるよう、法改正の実現を図られたい。

第四五三三号 昭和五十七年一月二十七日受理

点字による在宅投票制度制定に関する請願

請願者 京都市西京区醍醐石畑町一五 玉中修二 外千名

紹介議員 志賀 裕君

国は公職選挙法第四十九条第二項において重度身体障害者の投票権を保障しており、それを受けて公職選挙法施行令第五十九条の三において投票の手続を示しているが、その条文の中に「点字によるものを除く」と書かれてゐる。これらは明らかに法の下の平等(憲法第十四条)並びに普通選挙権の保障(憲法第十五条)に違反してゐることはもちろんのこと、公職選挙法第四十七条において文字として認められた点字を政令で否定してゐることは矛盾も甚だしく極めて遺憾である。ついでに速やかに重度視力障害者(全盲)で寝たきりの人の参政権を保障するため点字による在宅投票制度の

制定を図らるたい。

第四七一号 昭和五十七年一月二十七日受理

点字による在宅投票制度制定に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡草津町六五〇 吉本

つきの 外千名

紹介議員 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、点字による在宅投票制度制定に関する請願

(第五八五号)(第六五九号)

第五八五号 昭和五十七年一月二十九日受理

点字による在宅投票制度制定に関する請願

請願者 京都市北区上賀茂ケン山京都博愛

会病院内 畑中晃 外九百九十九

名

紹介議員 伊藤 郁男君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

第六五九号 昭和五十七年二月二日受理

点字による在宅投票制度制定に関する請願

請願者 京都市左京区田中馬場町 野々村

幸男 外九百百名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、点字による在宅投票制度制定に関する請願

(第九〇三号)(第九八一号)

第九〇三号 昭和五十七年二月十五日受理

点字による在宅投票制度制定に関する請願

請願者 京都府城陽市青谷一一 井上捨吉

外三百八十三名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

第九八一号 昭和五十七年二月十七日受理

点字による在宅投票制度制定に関する請願

請願者 東京都品川区大井七ノ四ノ一八

川口マツエ 外九百九十九名

紹介議員 中村 鏡一君

この請願の趣旨は、第四五三号と同じである。

昭和五十七年四月二十六日印刷

昭和五十七年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D